

＜一般委託＞

市民健診・特定健診・がん検診検査委託 仕様書

市民健診・特定健診・がん検診検査委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市民健診・特定健康診査・がん検診受診者の健診結果診断補助
2	履行期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市民生局健康部健康管理支援課健診センター
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を継続する意思がない場合等については、履行期間満了日の1カ月前までに通知すること。
6	関係法規	健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律・がん対策基本法
7	資格要件	なし
8	契約方法	単価(容器代含む)による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として積算額に税率相当額(円未満の端数切捨て)を加算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市民生局健康部健康管理支援課(健診センター) 電話046-822-4527

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

市民健診・特定健診・がん検診検査委託

(税抜き)

検査項目		単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)	
①成人健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査	血液検査	中性脂肪	件	5,053	370	
		HDL-コレステロール				
		LDL-コレステロール				
		GOT				
		GPT				
		γ-GTP				
		血糖値				
		ヘモグロビンA1c				
		クレアチニン				
		尿酸値				
血液検査 (貧血検査)	赤血球数	件	5,053	50		
	血色素					
	ヘマトクリット値					
尿検査	蛋白、糖、潜血	件	5,053	140		
②胃がんリスク検診(ペプシノゲン検査・ピロリ菌検査)		件	1,190	1,340		
③大腸がん検診(便潜血検査) 1本目		件	4,590	140		
2本目			4,590	140		
④前立腺がん検診(PSA腫瘍マーカー)		件	830	500		
⑤子宮頸がん検診(頸部細胞診)		件	2,690	600		

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限価格を超えないこと。

※契約単価は、契約者が記入する。

※予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

## 仕 様 書

1 件 名 市民健診・特定健診・がん検診 検査委託(7月～3月)

2 実施場所 横須賀市西逸見町 1-38-11  
横須賀市健診センター (ウエルシティ市民プラザ・4F)

3 契約期間 令和5年7月1日(土)～令和6年3月31日(日)

(健診実施時期) 令和5年7月1日(土)～令和6年3月31日(日)の祝日を除く月～金曜日  
土曜健診・日曜健診の可能性あり

回数 140回

※健診実施内容や健診実施日に関して、変更の可能性ががあります。

4 健診時間 月・火・水・木・金曜日 8時45分～12時

5 検査実施対象者及び検査実施曜日

健診項目	対象年齢	実施曜日	予定数 (1日最大予定数)
① 成人健康診査 後期高齢者健康診査 特定健康診査 医療保険非該当者健康診査	18～39歳 75歳以上 40～74歳 40歳以上	月～金	5,053 (40) 件
② 胃がんリスク検診	20歳・30歳 40歳以上	月～金	1,190 (50) 件
③ 大腸がん検診	40歳以上	月～金	4,590 (50) 件
④ 前立腺がん検診	50歳以上	月～金	830 (50) 件
⑤ 子宮頸がん検診	20歳以上	火～金	2,690 (25) 件

## 6 検査内容等

①成人健康診査・後期高齢者健診一尿検査・血液検査			検査方法	参考基準値			
1	尿検査		糖	試験紙法	(-)		
			蛋白		(-)		
			潜血		(-)		
2	血液検査		赤血球数	自動化法	M400~539 万 F 360~489 万		
			血色素量		M13.1~16.3 F 12.1~14.5		
			ヘマトクリット値		M38.5~48.9 F 35.5~43.9		
			肝機能		AST (GOT)	UV法	30 以下
					ALT (GPT)		30 以下
					γ-GTP	ヘキソキナーゼ UV 法	50 以下
			脂質		中性脂肪	酵素法	30~149
					HDL-コレステロール		40 以上
					LDL-コレステロール		60~119
	糖代謝		血糖値	酵素法	99 以下		
			ヘモグロビンA1c	LA法	5.5 以下		
	腎機能		クレアチニン	酵素法	M 1.00 以下 F 0.70 以下		
			eGFR	—	60ml/分/1.73 m <sup>2</sup> 以上		
			尿酸	酵素法	2.1~7.0		
	検診名			検査方法・参考基準値ほか			
②胃がんリスク検診 (ヘプシノゲン検査・ピロリ菌検査)			PG: EIA法 ペプシノゲン I 70ng/ml 以下かつ ペプシノゲン I/II 3.0 以下が陽性 HP: EIA法 試薬はEプレート栄研 血清ヘリコバクターピロリ IgG 抗体 (HP) 検査 基準値 (陽性) は、3.0U/ml 以上				
③大腸がん検診			便潜血検査 (2日法) ラテックス法による便中ヘモグロビン検査				
④前立腺がん検診			PSA腫瘍マーカー検査 50~59 歳 3.0ng/ml 未満 60 歳以上 4.0ng/ml 未満				
⑤子宮頸がん検診			子宮頸部細胞診 (ベセスダ分類) 検査 スライドガラス2枚				

## 7 検査準備等

- ・ 健診日の 21 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、各健康診査・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診の健診予約情報（氏名・年齢・性別・ID 等）を USB フラッシュメモリと書類（ログ情報・ダンプ情報）にて依頼をする。
- ・ 健診日の 17 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、事前に渡した健診予約情報データから、大腸がん検診対象者の検査容器一式（採便説明書入）・健康診査（特定・成人・後期）対象者の尿検査一式を検査対象者の氏名・ID 等がわかるラベルを所定の位置に貼付し、「50 音順」に用意する。
- ・ 健診日の 7 日前（休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに、事前に渡した健診予約情報データから、検査容器一式（大腸がん検診採便容器を除く）を検査対象者の氏名・ID 等がわかるラベルを所定の位置に貼付し、用意する。  
 ※採血管（真空採血管（滅菌）を使用）は、採血管立てに、「健診日ごと」「50 音順」。  
 ※子宮頸がん検診の検査容器一式は、「健診日ごと」「50 音順」。  
 ※健診当日に、検査の追加依頼があるため、検査容器等の予備を用意する。  
 ※健診予約情報とラベルはカタカナ・漢字の両方を表記する。
- ・ 休祝日が連続する場合は、双方協議し決定する。

## 8 検査依頼・検体回収等

- ・ 健診当日は健診終了後、実施分の健診依頼情報（健診予約情報にない者を含む）を USB フラッシュメモリと書類（ログ情報・ダンプ情報）にて検査依頼し、それぞれの検体と依頼内容をその場で確認のうえ回収を行う。ただし、大腸がん検診採便容器は、健診実施日以外も回収を行う。

検体等引渡し予定時間      月・火・水・木・金曜日      15 時～16 時頃

## 9 検査結果等

- ・ 健診日の 10 日後（休祝日を含む。10 日後が休祝日にあたる場合は、直前の平日）までに検査結果を、結果情報 USB フラッシュメモリと書類にて報告する。  
 ※要再検査等が必要なものは除く。

## 10 委託料

- ・ 検査委託には、検診の事前の準備・検査容器の準備・回収・結果の受領までを含む。
- ・ 検査委託料の支払いは月払いとし、実施件数を双方で確認後、市民健診・特定健康診査・がん検診それぞれについて、請求により支払うものとする。健診予約者のキャンセル等により未使用の検査容器は返却するものとし、支払いの対象外とする。
- ・ 本契約は、単価による業務委託契約とする。(単位： 件/円)

## 11 その他

- ・ 「横須賀市健診センター向け検体検査インターフェース仕様書」参照。
- ・ 検査容器等、すべての受け渡しは、健診センターとする。
- ・ 不都合が生じた場合は、双方で協議するものとする。
- ・ 検査委託に関しては検査情報として個人情報扱うため落札した委託業者には次頁のような取り決めを交わす。
- ・ 本契約の委託者・受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約できるものとする。なお受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、契約期間満了日の1か月前までに委託者に通知しなければならない。

**横須賀市健診センター向け  
検体検査インタフェース仕様書**

(USB メモリ, CSV 形式 : 第 1 版)

初版

2023年3月27日

(株) 両備システムズ 健康ビジネス事業部

## ※変更履歴

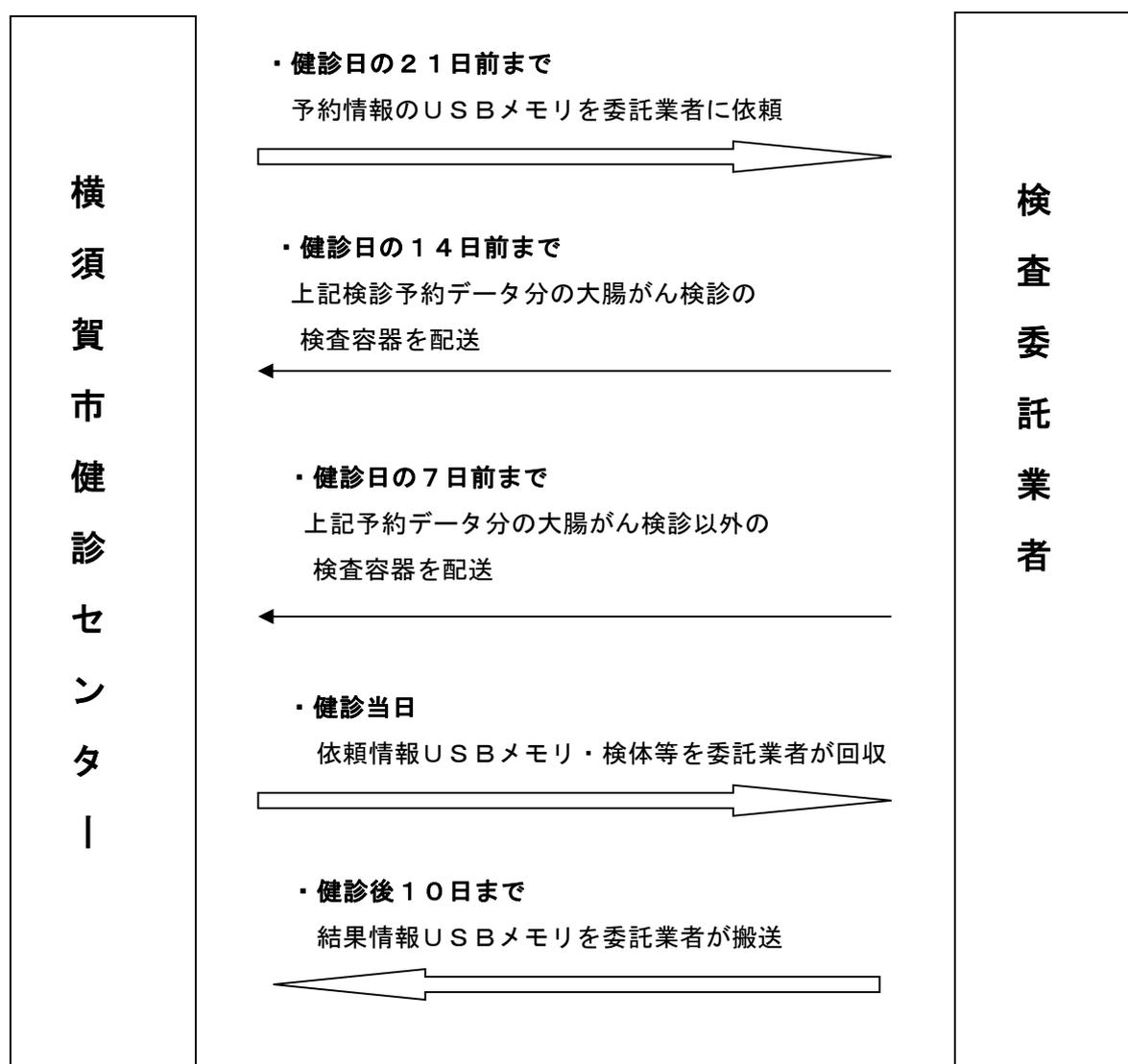
版	日付	更項目	内容
初版	2023/03/27	新規作成	健康かるてシステムへの切り替えに伴い再作成

## I. 本仕様について

検体検査系検査の以下の情報についてUSBメモリでデータの送受信を行う為のデータ仕様について説明するものです。

1. 予約情報送信
2. 依頼情報送信
3. 結果情報受信

## II. 運用概要



肝炎2次検査（GPT値が要指導によりHCV抗体&抗原検査を自動で行い、HCV抗原検査の値が陰性によりHCV核酸増幅検査を行う場合）は、手動運用とします。

HCV核酸増幅検査の伝票依頼、紙による結果報告による運用。

### Ⅲ. ファイル格納形体

データファイルは以下の規則に従いUSBメモリに格納します。

- ・格納先フォルダ USBメモリのルート直下  
※結果情報”REP.CSV”に限り、任意のフォルダに格納可能

- ・ファイル構成

SEQ	処理内容	ファイル記号名称	レコード数	レコード形式
1	予約情報送信	YOYAKU.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式
2	依頼情報送信	IRAI.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式
3	結果情報受信	REP.CSV	複数（最低2件）	可変長CSV形式

- ・各媒体（※フォルダ）には、処理により上記1つのファイルを格納する。他のファイルは存在しないこと。  
（媒体が複数になる場合も同様）
- ・検査予約、依頼、結果1件を1レコード（1行）としてファイルに格納する。  
先頭レコードはヘッダ行として必ず存在する。  
このため、1ファイルは最低2件以上のレコードを持つ。
- ・改行のためのコードはDOSの[CR+LF]とする。（最終レコードにも改行を付加する）
- ・ファイルは文字コードとしてシフトJISを利用する。
- ・数値は項目に関係なくすべて文字で格納する。
- ・通常、媒体が複数になることはありえないが、必要な場合同様のファイルを別媒体に格納する。  
（2度処理するイメージ）
- ・一つのレコードが複数媒体に跨るような格納は認めない。

#### IV. ファイルレイアウト

##### 1. 予約&依頼ファイル (YOYAU.CSV, IRAI.CSV)、検査結果ファイル (REP.CSV)

ファイル形式：可変長 CSV 形式、見出し付き

SEQ	項目名	状態	項目説明	例
1	タイプ	必須	“Y”：予約、“I”：依頼、“K”：結果	K
2	受診者番号	必須	数字	18
3	カナ氏名	選択	半角	ヨスカ タロウ
4	漢字氏名	選択	全角	横須賀 太郎
5	生年月日	選択	“YYYYMMDD”	19580502
6	性別	選択	“1”：男 “2”：女 “9”：不明	1
7	予約日&依頼日	必須	半角	20230310
8	受診日年齢	選択	半角	25
9	成人健康診査実施	選択	該当	該当
10	特定健康診査実施	選択	該当	該当
11	後期高齢者健康診査実施	選択	該当	該当
12	胃がんリスク検診実施	選択	該当	該当
13	肝炎ウイルス検診実施	選択	該当	該当
14	子宮頸がん検診実施	選択	該当	該当
15	前立腺がん検診実施	選択	該当	該当
16	大腸がん検診実施	選択	該当	該当
17	検査日	結果	“YYYYMMDD”	20230327
18	尿糖	結果	※「V. 結果形式説明」参照	-
19	尿蛋白	結果	※「V. 結果形式説明」参照	0
20	尿潜血	結果	※「V. 結果形式説明」参照	1
21	赤血球数	結果	※「V. 結果形式説明」参照	500
22	血色素	結果	※「V. 結果形式説明」参照	15.0
23	ヘマトクリット	結果	※「V. 結果形式説明」参照	40.0
24	G O T	結果	※「V. 結果形式説明」参照	30
25	G P T	結果	※「V. 結果形式説明」参照	20
26	γ-G T P	結果	※「V. 結果形式説明」参照	40
27	総コレステロール	結果	※「V. 結果形式説明」参照	180
28	中性脂肪	結果	※「V. 結果形式説明」参照	120
29	H D L - コレステロール	結果	※「V. 結果形式説明」参照	60
30	血糖値	結果	※「V. 結果形式説明」参照	110
31	H b A 1 c ( N G S P )	結果	※「V. 結果形式説明」参照	5.3

32	クレアチニン	結果	※「V. 結果形式説明」参照	1.10
33	尿酸	結果	※「V. 結果形式説明」参照	5.5
34	eGFR	結果	※「V. 結果形式説明」参照	100.0
35	LDL コレステロール	結果	※「V. 結果形式説明」参照	115
36	P G I	結果	※「V. 結果形式説明」参照	71.40
37	P G II	結果	※「V. 結果形式説明」参照	12.4
38	P G I / P G II 比	結果	※「V. 結果形式説明」参照	5.80
39	H. ピロリ抗体	結果	※「V. 結果形式説明」参照	3.0
40	H B s 抗原	結果	※「V. 結果形式説明」参照	-
41	H C V 抗体	結果	※「V. 結果形式説明」参照	4
42	H C V 核酸増幅検査	結果	※「V. 結果形式説明」参照	9
43	H C V 抗原	結果	※「V. 結果形式説明」参照	1
44	子宮頸部細胞診 (ベセスダ)	結果	※「V. 結果形式説明」参照	10
45	P S A	結果	※「V. 結果形式説明」参照	1.234
46	便潜血	結果	※「V. 結果形式説明」参照	-
47	便潜血 2	結果	※「V. 結果形式説明」参照	1
48	ターミネイト	必須	CR+LF	0A0D

## 1) レコード例

## (1)ヘッダーレコード×1

タイプ,受診者番号,カナ氏名,漢字氏名,生年月日,性別,予約日&依頼日,受診日年齢,  
成人健康診査実施,特定健康診査実施,後期高齢者健康診査実施,胃がんリスク検診実施,  
肝炎ウイルス検診実施,子宮頸がん検診実施,前立腺がん検診実施,大腸がん検診実施,  
検査日,尿糖,尿蛋白,尿潜血,血色素,ヘマトクリット, GOT, GPT,  $\gamma$ -GTP,  
総コレステロール,中性脂肪,HDL-コレステロール,血糖値,HbA1c (NGSP),クレアチニン,  
尿酸,eGFR,LDL コレステロール,P G I, P G II, P G I / P G II 比,H. ピロリ抗体,H B s 抗原,  
H C V 抗体,H C V 核酸増幅検査,H C V 抗原,子宮頸部細胞診 (ベセスダ), P S A,便潜血,便潜血 2  
CR+LF

## (2)データレコード×1

Y,18,ヨスカ 知由,横須賀 太郎,19580502,1,20230301,25,  
該当,該当,該当,該当,  
該当,該当,該当,該当,  
20230327,-,0,1,500,15,40,30,20,40,  
180,120,60,110,5.3,1.10,  
5.5,100.0,115,71.40,12.4,5.80,3.0,-,  
4,9,1,10,1.234,-,1  
CR+LF

## 2) 補足

### (1) ファイルレイアウトについて

- ・ 予約・依頼ファイルと結果ファイルについては同レイアウトを使用します。
- ・ 検査実施後項目 No17 以降に結果値を設定してください。
- ・ No9~16 が「該当」のものは「VI. 取込マトリックス」に基づき結果値を設定してください。
- ・ 1 行目は見出し（ヘッダーレコード）、2 行目以降はデータレコードとなります。  
尚、1 個人が複数のレコードを含むことは想定しておりません。  
(1 個人に対してデータレコードは 1 つの前提となります)

### (2) 状態について

固定：必ず指定の固定文字をセットします。

必須：必ず指定の内容をセットします。

選択：必ずしも内容をセットする必要のない項目ですが、例のような内容をセットしてください。

状況により別途、打合せ可能

結果：健（検）診の結果値内容をセットします。（VI. 取込マトリックス 参照）

## V. 結果形式説明

### 1. 結果値については以下の通り

#### 1) 数値系

1 2 3 → “123”  
0. 5 7 → “0.57”  
- 2. 0 → “-2.0”

#### 2) 定性項目

- → “-”  
± → “0”  
+ → “1”  
2+ → “2”  
3+ → “3”  
4+ → “4”

#### 3) クラス表示

I → “1”  
II → “2”  
III a → “3”  
III b → “4”  
IV → “5”  
V → “6”

#### 4) 文字列

2 4バイト以内の文字はそのまま受け取ることが可能です。

“1.0↑” 数値は半角でセットして下さい。

“1-2/1 視野” 数値は半角でセットして下さい。

※上記のようなパターンの項目は打合せが必要です。

#### 5) その他特殊パターンは別途打合せになります。

#### 6) HCV抗体

高力価 → “1”  
中力価 → “2”  
低力価 → “3”  
陰性 → “4”

## 7) HCV 核酸増幅検査

- (陰性) ->"-"
- + (陽性) ->"1"
- 中止 ->"9"

## 8) HCV 抗原 (定性)

- (陰性) ->"-"
- + (陽性) ->"1"

## 9) ベセスダ方式

- 判定不可 ->"0"
- NILM ->"1"
- ASC-US ->"2"
- ASC-H ->"3"
- LSIL ->"4"
- HSIL ->"5"
- SCC ->"6"
- AGC ->"7"
- AIS ->"8"
- Adenocarcinoma ->"9"
- Other malign. ->"10"

## VI. 取込マトリックス

SEQ「No9~16」に「該当」がある場合は、以下に基づき結果値を設定してください。

SEQ	項目名	成人 健診	特定 健診	後期 健診	胃リ スク	肝炎	子宮	前立腺	大腸
17	検査日	○	○	○	○	○	○	○	○
18	尿糖	○	○	○					
19	尿蛋白	○	○	○					
20	尿潜血	○							
21	赤血球数	○	○	○					
22	血色素	○	○	○					
23	ヘマトクリット	○	○	○					
24	G O T	○	○	○					
25	G P T	○	○	○					
26	γ-G T P	○	○	○					
27	総コレステロール	○	○	○					
28	中性脂肪	○	○	○					
29	H D L -コレステロール	○	○	○					
30	血糖値	○	○	○					
31	H b A 1 c ( N G S P )	○	○	○					
32	クレアチニン	○	○	○					
33	尿酸	○	○	○					
34	eGFR	○	○	○					
35	LDL コレステロール	○	○	○					
36	P G I				○				
37	P G II				○				
38	P G I / P G II 比				○				
39	H. ピロリ抗体				○				
40	H B s 抗原					○			
41	H C V 抗体					○			
42	H C V 核酸増幅検査					○			
43	H C V 抗原					○			
44	子宮頸部細胞診 (ベセスダ)						○		
45	P S A							○	
46	便潜血								○
47	便潜血 2								○

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。